

○飯塚保護区保護司会補助金交付要綱

平成27年4月21日  
飯塚市告示第146号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚保護区保護司会が行う事業に対し、補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保護司の活動に関する事業
- (2) 社会を明るくする運動に関する事業
- (3) 犯罪の予防及び非行防止に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(実績報告の提出)

第4条 飯塚保護区保護司会は、補助事業完了後速やかに規則第13条に規定する実績報告書を市長に提出しなければならない。

(経理書類の整備)

第5条 飯塚保護区保護司会は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類等を常に整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付申請に係る申請書等の様式その他の補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。